

上里町パブリックコメント実施要綱

(目的)

第一条 この要綱は、パブリックコメントに関して基本的な事項を定め、町の政策等策定過程において、住民の多様な意見及び情報を把握し、町の行政運営における公正の確保と透明性の向上及び町政への積極的な参画を促進し、もって町民との協働による開かれた町政の推進に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この要綱において「パブリックコメント」とは、町の基本的な政策に関する計画等(以下「政策等」という。)を策定する過程において、その計画等の案、その他必要な事項を事前に町民に広く公表し、これらについて町民から意見及び情報(以下「意見等」という。)の提出を求め、提出された意見等の概要及びその意見に対する町の考え方を公表し、町民の意見等を政策等に反映させる一連の手続をいう。

2 この要綱において「町民」とは、次のいずれかに該当するものをいう。

- (一) 町内に住所を有する者
- (二) 町内に事務所又は事業所を有する個人、法人その他の団体
- (三) 町内の事務所又は事業所に勤務する者
- (四) 町内の学校に在学する者
- (五) 町税の納税義務を有するもの
- (六) 前各号に掲げるもののほか、パブリックコメントに係る事案に利害関係を有するもの

3 この要綱において「実施機関」とは、次に掲げるものをいう。

- (一) 町長
- (二) 教育委員会
- (三) 選挙管理委員会
- (四) 公平委員会
- (五) 監査委員
- (六) 農業委員会
- (七) 固定資産評価審査委員会

(対象)

第三条 パブリックコメントの対象となる政策等の策定とは、次に掲げるものとする。

- (一) 町の総合的な構想、計画又はその他町の基本的な方針、計画の策定又は変更
 - (二) 町の基本的な制度を定める条例の制定又は改廃
 - (三) 町民生活又は事業活動に直接かつ重大な影響を与える条例の制定又は改廃
 - (四) その他実施機関がパブリックコメントを適用することが必要と認めるもの
- (適用除外)

第四条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、パブリックコメントを適用しないことができる。

- (一) 緊急を要するもの又は軽微なもの
 - (二) 地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するもの
 - (三) 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)に規定する附属機関その他これに準ずるものが、この要綱に定める手続きに準ずる手続きを経て報告、答申等を行い、当該報告、答申等を受けて実施機関が政策等を策定する場合
- (公表の時期等)

第五条 実施機関は、政策等の策定をしようとするときは、その意思決定を行う前の適切な時期に、政策等の案(以下「案」という。)を公表しなければならない。

- 2 前項の規定により案を公表するときは、併せて次に掲げる資料を公表するものとする。
- (一) 案を作成した趣旨、目的及び背景
 - (二) 案の概要及び案
 - (三) 案を作成するために必要な参考資料
- (公表の方法等)

第六条 前条の規定による案の公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (一) 実施機関が指定する場所での閲覧
- (二) 町のホームページ等に掲載
- (三) その他実施機関が定める方法

- 2 実施機関は、前項に定めるもののほか必要に応じて、町民に周知されるよう努めるものとする。
- (意見等の提出期間)

第七条 実施機関は、第五条の規定する案の公表の日から三十日以上
の期間を設けて、その期間内に町民から当該案に対する意見等
の提出を受けるものとする。ただし、やむを得ない理由があるとき
は、当該期間を短縮することができる。

(意見等の提出方法)

第八条 前条に規定する意見等の提出方法は、次に掲げるとおりと
する。

(一) 実施機関が指定する場所への書面の持参

(二) 郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成
十四年法律第九十九号)第二条第六項に規定する一般信書便
事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者によ
る同条第二項に規定する信書便

(三) ファクシミリ

(四) 電子メール

(五) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が認める方法

2 意見等を提出しようとする町民は、住所、氏名、連絡先その他
町民であることを示す事項を明らかにしなければならない。

(意見等の反映)

第九条 実施機関は、前条の規定により提出された意見等について、
政策の立案への反映に努めなければならない。

(意見等の公表)

第十条 実施機関は、政策等の策定の意思決定を行ったときは、次
に掲げる事項を公表しなければならない。ただし、上里町情報公
開条例(平成十三年上里町条例第十二号)第七条に規定する非公開
情報に該当するものを除く。

(一) 提出された意見等

(二) 提出された意見等に対する実施機関の考え方

(三) 案を修正したときは、当該修正の内容

2 前項の公表において、政策等の策定に直接関わりのないもの
については、その事項を省略することができる。

3 第一項に規定する公表については、第六条の規定を準用する。

(委任)

第十条 この要綱の施行に関し必要な事項は、実施機関が別に定め
る。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成二十四年四月一日から施行し、同日以後に最終的な意思決定を行う計画等について、適用する。
(適用除外)
- 2 この告示の施行の際、現に策定に着手している計画等で、施行の日以後に早急な意思決定を行う必要があるものについては、これを適用しない。